

## 令和6年第1回高鍋町教育委員会定例会議事録

1. 日 時 令和6年1月11日（木）午前9時55分～午前10時25分
2. 会 場 高鍋町教育委員会小会議室
3. 出席委員 島埜内 遵教育長、黒木 知文教育長職務代理者、四角目 久美子委員、  
小泉 桂一委員、岩崎 晃子委員
4. 参 与 横山教育総務課長、原田教育対策監、三枝教育総務課長補佐、岩佐社会教育課長
5. 議 事
- 島埜内教育長 只今から令和6年第1回高鍋町教育委員会定例会を開会いたします。議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。
- 委 員 はい。
- 島埜内教育長 それでは日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、申し合わせにより黒木 知文委員を指名します。よろしくお願ひします。
- 黒木 委員 はい。
- 島埜内教育長 日程第2「会期の決定」です。お手元に配付のとおり、本日、1月11日の1日間とすることにご異議ございませんか。
- 委 員 はい。
- 島埜内教育長 それでは会期は本日1月11日の1日間とすることに決定いたしました。
- 日程第3「前回の議事録の承認について」を議題といたします。議事録については、既に原案を配付いたしておりますが、議事録に記載した内容について、ご異議ございませんでしようか。
- 委 員 異議なし。
- 島埜内教育長 それではご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。
- 日程第4「教育長の報告について」を議題とします。お手元に配付している「令和5年12月教育長執務」に基づき報告いたします。
- 1日、J A児湯様からの牛肉贈呈式を行いました。先日説明がありましたが、このような時期ですので非常に助かっております。
- 2日、宮崎県スポーツ推進委員研究大会がたかしんホール行われました。研修会を中心で、全県下のスポーツ推進委員の方々がお集まりになりました。
- 4日、人事異動に関する市町村ヒアリングがありまして、いよいよ1月、2月、大詰めを迎える時期となりましたので、いろんなまた折衝を今後加えていきたいと思います。
- 6日、東小の研究実践報告会、こちらにつきましては、委員の皆さん方にも来ていただきましたので、また後でお1人ずつ報告していただきたいと思います。
- 7日に東中で行われました対話型キャリア教育プログラムひなた場ですが、こちらにつきましても、先日説明がありましたけれども、東中の1年生を対象に、約40名の大人の方々に来ていただいて開催いたしまして、非常に成果が上がったと思いますし、

島埜内教育長 生徒たちの感想を聞いても非常に良かったと思っております。

8日、民生委児童委員協議会との交流会がございまして、町長、副町長、私、それから、福祉課等が参加させていただきました。前にも言われたのを覚えているのですが、コロナ禍になって、学校と民生委員との交流が非常に薄くなっているので、行事等がある場合には呼んでほしいというようなお話がたくさん出ておりました。

同日、県の文化財課長との協議を行いまして、神楽の日本遺産指定に向けた今後の動き方についての協議をいたしました。なんとか今年度、4町が一緒になっていろんな動きをして、日本遺産に指定されるといいなと思っているところです。

10日、ジェンダー平等が社会を救う講演会が美術館でありまして、男女共同参画センターのセンター長の方からの講演がございました。

同じ日の午前中ですけども、西都児湯の子供たちによる絵画展の表彰式が同じく美術館であったのですが、昨年にも増して非常にレベルの高い絵画展になりました。残念ながら、高鍋東西中の方からの出品は少なかったのですが、全体的に優秀な作品が多くかったように感じました。

それから、キッズ健幸アンバサダー養成講座が14日、15日と連日ありまして、東小と西小で行ったのですが、講師の方々からの子供たちの評価がとても良かったです。非常に受け答えがいいということでした。それから、進行を務めていただいた小学校の先生お二人に対する評価も非常に良くて、先生方のおかげで子供たちも盛り上がり、私たちも非常にやりがいがありましたと言われておりました。今まで実施してきた中で、高鍋の子供たちの反応が一番良かったというお褒めの言葉をいただきました。

20日は、児湯地方教育委員会連絡協議会の臨時教育長会を行っております。これは川南の教育長が新しい方に代わりましたので、その紹介と、人事等についての協議、それから、高鍋高校が、来年度から進路のコースを変更するということで、山尾校長の方から概要の説明をしていただきました。

21日、校長のフィードバックを行っております。1年間の校長の学校経営についての説明と総括ということでお話ををしていただきましたが、4校とも、概ね自分が考えていたとおりに経営を行うことができたというような評価をしておりました。

同日、PTA会長との情報交換会も行っております。学期に1回ということでやっていますが、非常にいい情報交換になっております。我々の方からの情報提供もできますし、PTA会長の方からは、学校のPTAの様子も報告していただくなど、非常に良い会になっているなど感じております。

以上で12月の報告を終わりたいと思いますが、東小の研究実践報告会について感想を一言ずつお願いします。まず、黒木委員からお願いします。

黒木委員 はい。どういう流れでタブレットなどの機器が使われるのか知りたかったので算数の研究授業を張り付いて観させていただきました。それから協議の方ですが、小学校と中学校の先生が一緒に話し合いをするということは、想定以上にいいなと思いました。小学校から中学校への繋がりとか、いろいろな話をされておりました。非常に良

- 黒木委員 かつたと思います。
- 島埜内教育長 ありがとうございました。小泉委員、いかがでしょうか。
- 小泉委員 はい。最後の分科会の中で、西小の福田先生がおられた会でしたが、学校単位でのタブレットの使い方の習熟といいますか熟練度が全く違うなと感じました。福田先生が中学生の先生に指導されていました。
- 島埜内教育長 ありがとうございました。四角目委員お願ひします。
- 四角目委員 先ほど話のあった分科会ですが、今までずっと一つの分科会に張り付いていたので他の分科会が見れなかつたのですが、今回は少しずつ、全ての分科会に行かせていただいて、いろんな問題点というか、そういうものが逆に分かりました。すごく活発に意見が出てる分科会と、もう少しだった分科会、まあ、終わりの方だったからかもしれませんけど、そういうところが見れて良かったです。
- 島埜内教育長 ありがとうございました。岩崎委員お願ひします。
- 岩崎委員 はい。先生方の中でも、タブレットの活用に得手不得手があって、校内でもサポートし合ってるっておっしゃっていたのですが、協議の中で、各学校の具体的な取り組みとか実践例を4校の先生方で情報交換をされていらっしゃって、そういった共有がまた町内の子供たちの学びを深めることに繋がっていくのかなと思って、大変意義ある研修だなって私も思いました。
- 島埜内教育長 ありがとうございました。私の感想といたしましては、先生方にやっぱり1年に1回は密案を書いていただきたいなと思ったところでした。今のやり方でいくと3年に1回しか書く機会がありませんので。密案というのは、詳しい指導案のことなのですが、それを書く機会がないかなと思いました。実践報告会の時も、できれば密案で指導案が出てくるといいなと感じたところでした。
- 他に何か質疑等ございませんでしょうか。何もないようですのでこれで報告を終わらせていただきます。なお、1月の主な行事につきましては、お手元に配付の「令和6年1月教育長執務予定」にてご確認ください。以上で報告を終わります。
- それでは続いて、日程第5 議案第1号「中学校入学式の期日変更について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- 教育総務課長 はい。前回の定例会において、中学校の入学式は、4月10日（水）ということでご提案させていただき、ご承認いただいたところですが、その後、岩崎委員の方から、4月10日は、県立高等学校の入学式と重なってしまうが大丈夫か？とのご助言をいただきました。
- これを受けまして、東西中学校長と相談したところ、中学校の入学式を1日前倒しすることになりました。
- このような経緯から、中学校の入学式を4月9日（火）に期日変更するものでございます。以上、本案につきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
- 島埜内教育長 只今の説明に対しまして、何かご質疑等はございませんでしょうか。
- 岩崎委員 高校の方には確認されたのでしょうか？

- 教育総務課長　　はい。確認しております。
- 島埜内教育長　　ほかにご質疑等なければ承認に入りたいと思います。それでは、議案第1号「中学校入学式の期日変更について」は、原案どおり承認することについてご異議ございませんでしょうか。
- 委 員　　異議なし。
- 島埜内教育長　　それではご異議なしと認めます。議案第1号は、原案どおり承認することに決定いたしました。続いて、日程第6「高鍋町立学校管理規則の一部改正について」を議題といたします。事務局からの報告をお願いします。
- 教育総務課長　　はい。それでは、議案2枚目をご覧ください。こちらが改正理由等を示した資料となっております。今回は、3点改正を行いたいと考えております。それでは、順に説明させていただきます。
- まず、1点目、「正規の勤務時間を超える在校等時間の上限を定める条文の追加について」でございます。
- 今回の改正は、文科省から示された指針に基づき、町立学校教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、教育職員が業務を行う正規の勤務の時間を超える在校等時間の上限を定める条文の追加を行うものです。
- 文科省からは、この指針を踏まえた教員の労働時間管理について、各自治体の条例や規則等への反映が遅くとも 2023 年度中に行われるよう速やかに対応を図るよう要請を受けておりまして、さらに、スクール・サポート・スタッフ配置事業については、令和5年度から各自治体の学校管理規則等へこのことを反映することが補助要件に加えられたところでございます。つまり、学校管理規則に労働時間管理に関する規定がない場合は、補助は行わないということになります。
- 続いて、改正内容についてでございますが、教職員の業務量の適正管理のため、業務を行う時間等の上限の範囲を規定しております。
- 第57条の2第1項には、正規の勤務時間を超える在校等時間の上限を規定しておりまして、文科省の指針どおり、1カ月当たり 45 時間、1年当たり 360 時間としております。
- 次に、第57条の2第2項には、児童生徒等に係る臨時的な特別な事情がある場合の業務の上限時間を規定しております。
- まず、(1)ですが、1カ月当たりの時間外勤務は、100 時間未満としております。もし仮に、100 時間以上となる場合には、連続する複数月のそれぞれの期間について、ひと月当たりの平均時間が 80 時間以内になるようにすることとされております。そこに例が記載してありますが、申し訳ございません。上限 100 時間ではなく 80 時間の例となっておりますが、考え方は同じでして、ご覧いただくと分かるように、一度上限時間を超えると、その後、平均 80 時間を超えないようにするために、自ずと、2カ月目、3カ月目の時間外勤務時間の上限が決まってくることとなります。
- 次に (2)ですが、特別な事情がある場合でも 1 年当たりの時間外勤務時間の上限

教育総務課長 は 720 時間としております。

次に（3）ですが、1年当たりの時間が、前項第1号（ひと月当たり 45 時間）を超える月は、1年当たり 6 カ月までとしております。特別な事情があっても、1年間のうち、1カ月の時間外勤務時間が 45 時間を超える月は、6 カ月が上限ということになります。

最後、第 57 条の 2 第 3 項は、他に必要な事項は教育委員会が別に定めるという専決事項を規定しております。

資料の次のページをご覧ください。2 点目としまして、「防犯業務に係る計画の報告義務の追加及び「防火、防災及び防犯業務計画」に盛り込むべき事項の追加でございます。

近年、学校における防犯業務の必要性が高まっていることを受け、学校に対して防犯業務に関する計画の報告を義務付けることとしました。併せて、防火、防災及び防犯業務計画に必ず盛り込むべき事項を具体的に明示することにしております。

多くの教育委員会では、既に同様の改正を行っておりますので、本町も少し遅くなりましたが、今回、所要の改正を行うこととしたものでございます。

具体的な改正内容についてでございますが、第 89 条第 1 項に、毎年度初めに教育委員会に報告している学校の防火及び防災業務に関する計画に加えて防犯に関する計画の作成、報告を義務付けております。それから、第 89 条第 3 項に防火、防災及び防犯に関する計画に含める事項として、資料にございますように 5 つの項目を明示しております。いずれの項目も当然どの学校でも対応していることでありますので、新たな負担になるというようなことはないものと認識しております。

最後に 3 点目、「学校において教頭以外の者を防火管理者に選任する場合の手続きの改正」についてでございます。

現在の規定では、教頭を防火管理者に充てることができない場合は、教育長が校長の意見を聴いてほかの職員を充てることができるとされているところですが、法律上、学校において、防火管理者を選任できるのは、管理権原者である校長のみとされておりますので、所要の改正を行うものでございます。

具体的な改正内容についてですが、第 90 条第 3 項を「校長は、教頭を防火管理者に充てことができない場合は、ほかの職員をもってこれに充てができる。」というふうに改めます。

下の囲みに参考事項としまして、「消防法の一部を改正する法律等の施行について」という文書を記載しておりますが、こちらが、学校では、校長を管理権原者とするという根拠となるものでございます。一般的には、建物の管理者が管理権原者となっているのですが、（2）の部分の終わりの部分ですが、「例えば、小学校については、管理について権原を有する者は当該市町村教育委員会であるが、教育財産の管理を校長に委任したときは校長である。」という記載がございます。ここで確認しなければならないのは、「教育財産の管理を校長に委任しているか？」という点になるのですが、高

教育総務課長 鍋町学校管理規則第 87 条において、「校長は、学校の施設、設備を常に良好な状態において管理し、その目的に応じて最も効果的に、これを運用しなければならない。」と規定されておりますので、教育財産の管理は校長に委任されているふうに解釈できますので、本町の小・中学校においては、校長が管理権原者として位置付けられていることになります。

次のページをご覧ください。こちらが、今回の改正の改め文となります。それから最後の 1 枚の裏表が新旧対照表となっておりますので、また後程ご確認いただければと思います。

説明については以上でございます。本案について、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

島埜内教育長 只今の説明に対しまして、何かご質疑等はございませんでしょうか。

ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。それでは、議案第 2 号「高鍋町立学校管理規則の一部改正について」は、原案どおり承認することについてご異議ございませんでしょうか。

委 員 異議なし。

島埜内教育長 それではご異議なしと認めます。議案第 2 号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第 7 議案第 3 号「通学区域外就学の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 (資料に基づき説明)

島埜内教育長 只今の説明につきまして、何か質疑等ございませんでしょうか。質疑もないようすで承認に入りたいと思います。それでは、議案第 3 号「通学区域外就学の承認について」は、原案どおり承認することについてご異議ございませんでしょうか。

委 員 異議なし。

島埜内教育長 それではご異議なしと認めます。議案第 3 号は、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、日程第 8 「通学区域外就学に関する専決処分についての報告」を議題といたします。事務局からの報告をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき報告)

島埜内教育長 以上で「通学区域外就学に関する専決処分について」の報告を終わります。次に、日程第 9 「区域外就学に関する専決処分についての報告」を議題といたします。事務局からの報告をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき報告)

島埜内教育長 以上で「区域外就学に関する専決処分について」の報告を終わります。次の議案は秘密会といたしますので、その前に次回定例教育委員会の日程等、当面の行事予定について確認をいたします。事務局からの説明をお願いします。

教育総務課長 (当面の行事予定説明)

島埜内教育長 只今の説明につきまして、質疑はございませんか。

委 員 なし。

島埜内教育長 それでは、次回定例会の日程につきましては2月2日に開催するということでよろしいでしょうか。

委 員 はい。

島埜内教育長 ご異議なしということで、次回定例会の日程は2月2日に決定いたしました。  
(社会教育課長退室)

島埜内教育長 日程第10 議案第4号「準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。

※秘密会

島埜内教育長 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。これを以て閉会いたします。ありがとうございました。

上記は、高鍋町教育委員会のてん末に相違ないことを証明する。

令和 6 年 2 月 2 日

高鍋町教育委員会 教育長

島埜内 道

高鍋町教育委員会 教育委員

黒木 知文

